

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）（抄）

.....
1

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表	別表	別表	別表
路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)
百十三号	新潟市中央区本町通七番千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から山形県東置賜郡高島町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで	百十三号	新潟市中央区本町通七番千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで
百一十号	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九からつがる市柏稲盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。）、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六まで（同市木造越水長谷川百六十二番四から同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十一番二まで及び秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一から同市八橋南二丁目二百三十三番九十八まで	百一十号	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九からつがる市柏稲盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。）、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六まで（同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十一番二まで及び秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一から同市八橋南二丁目二百三十三番九十八まで

(略)	二百八十三号
(略)	釜石市甲子町第十三地割二百五十九番一から遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一まで(釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から同市甲子町第七地割百七十一番一、同市甲子町第四地割二百二十六番九及び同市甲子町第一地割九十九番二十二を経て遠野市上郷町平野原三地割二十番二までを除く。)

(略)	二百八十三号
(略)	釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から遠野市上郷町平野原三地割二十番二まで(釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から同市甲子町第一地割九十九番二十二を経て遠野市上郷町平野原三地割二十番二までを除く。)